

令和8年度

新潟県被災宅地危険度判定士養成講習会の受講案内

主 催

新潟県被災宅地危険度判定連絡協議会

《被災宅地の危険度判定制度とは》

災害対策本部が設置されるような大規模な地震または大雨等によって、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、要請を受けた被災宅地危険度判定士（以下、「宅地判定士」）が危険度判定を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することにより、宅地の二次災害を軽減・防止し住民の安全を確保することを目的としています。

《被災宅地危険度判定士とは》

宅地判定士は、被災した市町村又は都道府県の要請により、宅地の二次災害の危険度を判定する土木、建築等の技術者です。宅地判定士になるためには、都道府県知事等が実施する被災宅地危険度判定講習会を修了し、危険度判定を適正に執行できると認定され（もしくは同等以上の知識および経験を持つと認められ）、登録される必要があります。令和

8年4月現在、新潟県内で1,081人の宅地判定士が登録されています。なお、宅地判定士が判定活動をする場合、身分を明らかにするため、認定登録証を携帯し、「被災宅地危険度判定士」と明示した腕章やヘルメットを着用します。

認定登録番号	
新潟県被災宅地危険度判定士認定登録証	
	氏名
	住所
	生年月日 1900/01/00
	認定登録年月日 2021/07/28
有効期限 2027/03/31	印
新潟県知事	

《判定の概要》

宅地判定士を含む2～3人が1組になって、調査票等の定められた客観的な基準により、目視できる範囲の箇所について被害状況を調査し、その結果をもとに危険度を判定します。その際、危険と思われる宅地には立ち入らないで調査することもあります。



<p>(1) 被害状況確認（擁壁）</p> <p>全体の被害状況を把握しながら、宅地の平面図、被害箇所の断面図を調査票に記載していきます。</p>	<p>(2) 被害状況確認（宅盤）</p> <p>宅地に亀裂がないか等調査し、宅地全体の被害状況を把握していきます。</p>	<p>(3) 被害状況の詳細調査</p> <p>各被害状況の詳細（亀裂の幅、傾き状況等）を調査し、被害程度に応じて点数をつけていき、各宅地の被害程度を点数化していきます。</p>	<p>(4) 調査結果の掲示</p> <p>宅地所有者や近隣住民が余震による二次災害にあわないよう、各宅地の被害点数に応じて、結果票を目立つ箇所に掲示し、宅地の状況を周知します。</p>
---	--	---	---

《認定登録対象者》

認定登録は、以下の1～3全ての項目に該当される者が対象です。

詳しくは新潟県HP「被災宅地危険度判定士：新規登録について」を参照してください。

- 1 県内に在住又は在勤している者
- 2 一定の知識、経験を有する者（以下のいずれかに該当する者）
 - 【1】各種学校で、土木、建築等の課程を修めた後一定以上の実務経験を有する者、又はまたは指定する資格等を有し一定以上の実務経験を有する者
 - 【2】国又は地方公共団体等の職員として、土木、建築または宅地開発に関する技術的な業務に3年以上従事した者
 - 【3】国又は地方公共団体等の職員として、土木、建築又は宅地開発に関する事務的な業務に10年以上従事した者
 - 【4】上記の者と同等以上の知識及び経験を有する者
- 3 養成講習を修了した者

新潟県HP「被災宅地危険度判定士：新規登録について」

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/toshiseisaku/1191256234730.html>

《講習会（動画配信）の開催概要》

1. 開催期間 令和8年7月21日（火）～8月20日（木）
2. 開催方法 動画配信（YouTube）
3. 講習内容
 - （1）被災宅地危険度判定制度について（概ね10分）
 - （2）被災宅地危険度判定技術について（概ね70分）
 - （3）演習課題（概ね15分）
 - （4）危険度判定活動の実際（概ね20分）

《受講申込について》

1. 申込方法

新潟県電子申請システムにより申込してください。

※電子申請以外の申込方法をご希望の場合は、事務局へご相談してください。

2. 申込期間

令和8年7月6日（月）～8月6日（木）

※申込から受講決定通知まで、数日程度要しますので、

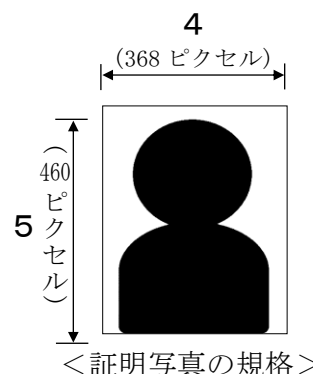
お早目にお申込みください。

3. 申込時に添付する証明写真について

電子申請システムにて受講申込を行う際に、認定登録証用の証明写真を添付してください。

写真の電子データは、縦：横＝5：4としてください。

（縦460ピクセル、横368ピクセルを推奨）



4. 必要書類の送付先

原本をもって証明書となる『卒業証明書』等は、申込期間内（令和8年8月6日消印有効）に事務局へ郵送してください。

◆証明書郵送先：〒950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県土木部都市局都市政策課 広域都市政策班 宛

《受講方法》

電子申請システムから受講申込後、申込内容に不備がなければ事務局より申込受理メールを送信します。受理メールに講習動画視聴用 URL を記載しますので、7月21日（火）～8月20日（木）の期間内に講習動画を視聴してください。

《受講後の手続きについて》

1. 講習動画の視聴後、「演習問題（解答）」の提出を以て養成講習会を修了したものとみなします。

「演習問題（解答）」では、次の内容に解答していただきます。

- ・講習全体の内容を踏まえた問題（3題）
- ・動画「演習問題」を視聴しながら作成する危険度判定票（5題）

なお、「演習問題（解答）」につきましては、以下の URL にアクセスの上、各自ダウンロード願います。

URL：<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/toshiseisaku/r8-yousei.html>

2. 「演習問題（解答）」の提出を確認後、所属又はお申込の住所まで認定登録証を郵送いたします。

3. 「演習問題（解答）」の提出先及び提出期限

提出先：ngt160010@pref.niigata.lg.jp

提出期限：令和8年8月27日（木）

※「演習問題（解答）」を提出する際、電子メールの件名は以下のとおりとさせていただきます。

件名：【被災宅地（氏名）】演習問題（解答）の提出について

○お問い合わせ先

新潟県被災宅地危険度判定連絡協議会事務局

（新潟県土木部都市局都市政策課 広域都市政策班）

電話：025-280-5428（直通）

E-mail：ngt160010@pref.niigata.lg.jp